

発注者支援業務（積算技術） 実施要領

1 概要

石川県土木部が迅速かつ円滑な工事進捗を図るため、発注者の積算業務を民間事業者等（以下、「受注者」という）に委託するにあたり必要な事項を定める。

2 対象工事

- ・令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に伴う災害復旧工事等（営繕工事除く。）
- ・石川県土木部が他部局等から依頼された工事（営繕工事除く。）

3 適用基準

発注者支援業務共通仕様書、特記仕様書、発注者支援業務（積算技術）積算基準に基づき施行するものとする。

4 業務概要

1) 積算に必要な現地調査（発注者が必要と認める場合に行う）

受注者は、発注者が必要と認める場合に、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で発注者に提出のうえ、積算に用いる現場条件について業務発注担当部署の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前にその内容を協議の上、行うものとする。

2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

受注者は、発注者より示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

3) 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。業務発注担当部署から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

受注者は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び1)から3)の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）に保存し提出するものとし、提出時における最新の単価適用日で提出するものとする。

提出にあたっては、積算システムの「設計書データ外部保存」機能により、”000 拡張子ファイル”として出力し、納品すること。（例：〇〇業務.000）

また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

5 受注者が利用する積算システムについて

発注者は石川県公共工事積算システム（以下、積算システムという）利用するものとし、以下にその利用について定める。

1) 利用環境

インターネット回線に接続できること。また、利用端末の仕様は、以下に示す仕様と同等以上のものとする。

OS：Microsoft Windows 10（64bit 版）以降

ブラウザ：Microsoft Edge

関連ソフトウェア：Adobe Acrobat Reader DC 以降、Microsoft Office 2016 以降

（以下、推奨スペック）

CPU：Intel Core i3（2 コア）2.0GHz 以上

メインメモリ：4GB 以上

HDD：250GB 以上

ディスプレイ：1366×768 ドット以上

2) 積算システムの利用

1 契約につき、1 アカウントを付与することを原則とする。不足する場合は別途発注者と協議するものとする。

受注者は、石川県公共工事設計積算システム利用申請書（様式1）を作成し、石川県土木部監理課技術管理室にメールで提出すること。（提出先：e252100@pref.ishikawa.lg.jp）

石川県土木部監理課技術管理室は、様式1を確認のうえ、石川県公共工事設計積算システム利用通知書（様式2）を受注者にメールで送付するものとする。

6 発注者における留意事項

1) 予算協議について

発注者支援業務（積算技術）の発注にあたっては、予算について関係課と協議すること。

（発注者支援業務は、国庫補助の対象外のため）

2) 納品された積算データの取込について

発注者は、納品された積算データを「設計書データ外部保存」機能により登録し、必ず「一括更新」を行うこと。（受注者の納品データの材料単価等は、県単価に10%の範囲で補正がかかった模擬単価となっているため）

附則

この要領は、令和7年6月10日から適用する。

（改定 令和8年4月 1日一部改定 ）